

改正

令和元年10月 7日告示第76号

令和 5年 7月11日市告示第199号

筑西市防災士育成補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、地域における防災力の向上の担い手となる人材を育成するため、防災士の資格取得に要する費用について、市予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」という。）による認証を受けた者であって、現に防災士台帳に登録のあるものをいう。
- (2) 研修機関 機構が認証した機関で、防災士研修講座（以下「講座」という。）を行う機関をいう。
- (3) 試験 研修機関が実施する講座を履修することによって受験資格を得ることができる機関が実施する防災士資格取得試験をいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 この要項により補助金の交付の対象となる者（以下「補助金交付対象者」という。）は、防災士の資格を取得した者であって、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 防災士の資格を取得した時点において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に登録され、及び本市の区域内に在住する者
- (2) 本市の区域内に存する自主防災組織に所属し、又は自主防災組織等の活動に参加する意思を有する者
- (3) 防災士の資格の取得に係るこの補助金以外の補助、助成等を受けていない者又は受ける予定のないもの
- (4) 市税、介護保険料、水道料金、下水道使用料その他市の分担金等について滞納のない者

(補助金の交付対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 機関が実施する講座の受講料
- (2) 試験の受験料
- (3) 防災士認証登録に係る登録料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条各号に掲げる経費のうち、現に要した経費の合計に相当する額と補助金の交付限度額64,000円を比較し、いずれか少ない方の額とする。

(補助金の交付の制限)

第6条 補助金の交付は、補助金交付対象者1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助金交付対象者は、講座が開始する日前に、防災士育成補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び補助決定者の責務)

第8条 市長は前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、防災士育成補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、地域における防災力の向上の担い手として、積極的に自主防災組織等の活動及び市が実施する防災に関する施策に協力する責務を有するものとする。

(中止等の報告)

第9条 交付決定者は、防災士の資格の取得の中止若しくは延期又は取止め若しくは辞退をする場合は、遅滞なく、その旨を市長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告及び補助金交付の請求)

第10条 交付決定者は、機構による認定登録が行われ、防災士認証状及び防災士証の交付を受けたときは、当該交付を受けた日から30日を経過した日又は当該交付を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに防災士育成補助金交付請求書兼実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて補助金の交付を請求し、及び補助金の交付に係る事業の実績について市長に報告しなければならない。

- (1) 防災士認証状の写し及び防災士証(表裏の両面)の写し
- (2) 第4条に掲げる費用を支払ったことが明らかになる書類(領収証等)
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) この要項又はこの要項に基づく市長の指示に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか補助金を交付することが不相当と認める事実があったとき。
- (補則)

第12条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年市告示第76号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の筑西市防災土育成補助金交付要項の規定は、令和元年10月1日以後に申請のあった補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年7月11日市告示第199号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第7条関係)
 様式第1号 (第7条関係)

防災士育成補助金交付申請書			
筑西市長 様		年 月 日	
		(申請者) 住 所 氏 名 印 電話番号	
<p>補助金の交付を受けたいので、筑西市防災士育成補助金交付要項第7条の規定により、次のとおり申請します。なお、当該補助金の交付決定のため必要があるときは、私に係る住民基本台帳の記録、市税等の納付状況その他の事項について調査することに同意します。</p>			
申請者	フリガナ		性 別
	氏 名		男 ・ 女
		生年月日	年 月 日
研 修	研修機関名		
	講座予定日	年 月 日から	年 月 日まで
試験予定日		年 月 日から	年 月 日まで
登録予定日		年 月 日から	年 月 日まで
補助金交付申請額		円	
備 考			

様式第2号（第8条関係）
様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

防災土育成補助金交付決定通知書

（申請者）

様

筑西市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金について交付することと決定したので、筑西市防災土育成補助金交付要項第8条第1項の規定により、次のとおり通知します。

補助金交付決定額	円
備 考	

様式第3号 (第10条関係)
 様式第3号 (第10条関係)

防災士育成補助金交付請求書兼実績報告書			
筑西市長 様		年 月 日	
		(交付決定者) 住 所 氏 名 印 電話番号	
年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金に係る事業について 次のとおり完了したので、筑西市防災士育成補助金交付要項第10条の規定により当該補助金 の交付を請求し、併せて実績を報告します。			
補助金交付決定額	円		
補助金交付請求額	円		
振 込 先	金融機関名		支店等名
	種 類	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		
研修	研修機関名		
	講座受講日	年 月 日から 年 月 日まで	
試験実施日	年 月 日		
登録日	年 月 日		
備 考			